

入札説明書

2025 年 8 月 1 日付け公告の公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）に係る競争入札については、下記のとおり執行します。

1 内容

- (1) 案件の名称
丹銅スクラップ回収・買受業務（単価契約）
- (2) 案件の仕様等
別紙 1「丹銅スクラップ回収・買受（単価契約）仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から 2025 年 9 月 30 日（火）まで
- (4) 履行（回収）場所
公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会式典第一課が指定する場所

2 競争入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とします。

- (1) 令和 6・7 年度公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会物品の製造等に係る入札参加資格者名簿において「業務（大分類）02. 物品の買受」の「営業種目（中分類）不用品買受」の「取扱内容（小分類）01 金属屑」に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 公告の日から落札決定までの期間において、組織委員会から、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 公告の日から落札決定までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置の期間がない者であること、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「名古屋市が行う調達契約等

からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）」に基づく排除措置の期間がない者であること。

（7） 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 入札説明書及び仕様書に対する質問及び回答

（1） 入札説明書及び仕様書に対する質問は、2025 年 8 月 6 日（水）午後 5 時までに質問書（様式 1）を 9 に記載のメールアドレスへ電子メールにより提出してください。

なお、電子メールの件名は「丹銅スクラップ回収・買受業務__質問__質問者名」とし、電子メールを送信した旨を 9 に示す連絡先へ電話連絡してください。

（2） 質問に対する回答については、2025 年 8 月 8 日（金）までに公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会公式ウェブサイトへ公開します。なお、質問者にとって不利になる回答などであれば、直接質問者にメールで回答します。

4 競争入札参加資格確認申請書等の確認等

（1） 提出書類

本件入札に参加しようとする者は、下記に記載の競争入札参加資格確認申請書等を 9 に示すアドレスに電子メールで提出してください。

なお、競争入札参加資格確認申請書等の記載内容について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式 4）

イ 申立書（様式 5）

ウ 契約実績証明書（様式 6）

（2） 提出期限

2025 年 8 月 19 日（火）午後 5 時まで

電子メールで送信した際は、必ずその旨を 9 に示す連絡先へ電話連絡してください。

（3） 提出書類に関する注意事項

ア 提出書類の作成に要する費用は申請者の負担とします。

イ 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

ウ 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会事務局が指示した場合を除き、提出書類の差替え及び追加提出は認めません。

（4） 確認通知

競争入札参加資格確認の結果は、2025 年 8 月 21 日（木）までに競争入札参加資格確認通知書によりメールにて通知します。当該確認の結果、競争入札参加資格が確認された者に限り、本件入札の対象者とします。なお、通知が届かない場合は、必ずその旨を 9 に示す連絡先へ電話連絡してください。

（5） その他

提出期限内に競争入札参加資格確認申請書等を提出していない者及び競争入札参加資格がないと認められた者は、その者の入札を無効とします。

5 入札及び開札に関する日程等

（1） 入札期間と開札の日時及び場所

①入札期間 2025年8月28日（木）午前9時～8月29日（金）午後5時

②開札 2025年9月1日（月）午前10時

愛知県東大手庁舎内会議室

（2）入札書の作成方法

入札書（様式2）により入札を行います。

- ① 入札書には、入札者の住所、名称及び代表者役職と氏名を記入の上、代表者印を押印してください。
- ② 金額の記入は、算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。金額は仕様書記載の計算重量を基に回収その他必要となる経費を含めた1kg当たりの単価を算出してください。
- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ④ 誤字等を加除訂正した場合にはその箇所に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

（3）入札の方法等

- ① 入札書は、入札期間内に電子メールで9に示すアドレスに提出してください。
- ② 入札書はPDF形式で電子メールに添付し、パスワードを設定して9に示すアドレスに提出してください。パスワードは別メールで提出してください。
- ③ 開札は（1）の日時に入札に関係ない事務局の職員を立ち合わせて行います。

（4）入札の辞退

入札執行中に入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式3）又はその旨を明記した入札書を9月1日（月）午前9時までに電子メールにて提出してください

（5）再度入札

開札をした場合において、予定価格の制限範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。なお、再度入札は原則として2回を限度とします。

- ① 再度入札（1回目）の入札書提出期間
2025年9月1日（月）午前11時から2025年9月2日（火）午後5時まで
- ② 再度入札（1回目）の開札時間
2025年9月3日（水）午前10時
- ③ 再度入札（2回目）の入札書提出期間
2025年9月3日（水）午前11時から2025年9月4日（木）午後5時まで
- ④ 再度入札（2回目）の開札時間
2025年9月5日（金）午前10時

（6）入札の取りやめ等

入札希望者が連合し、又は不穏な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札希望者を入札に参加させ

ず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがあります。

6 落札者の決定

契約規則第11条の規定に準じて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

最高価格が同一の入札があった場合は、入札に関係のない組織委員会職員によるくじ引きで入札者を決定します。

7 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会契約規則(以下「契約規則」という。)第7条第3項により、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金(契約規則第7条第2項に定める入札保証金に代わる担保を含む。)を開札期日までに納めなければなりません。ただし、入札に参加しようとする者が、契約規則第8条に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除するものとします。

(3) 入札の無効

契約規則第6条の規定に準じ、当該条項に該当する入札及びカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 落札者の決定方法

契約規則第11条の規定に準じて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約の締結

電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録(以下「電子契約書」という。)により行うものとしますが、電子契約書により難しい場合は、紙の契約書により行うものとします。なお、契約の相手方に決定された者は、速やかに「電子契約サービス利用確認書」を組織委員会に提出しなければなりません。また、開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が2(7)に関連する排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。

(6) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、2(6)に関連する排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがあります。

(7) 妨害等に対する報告義務等

契約の履行に当たり、妨害等を受けた場合は、速やかに組織委員会に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがあります。

(8) 持続可能性の確保

契約の履行に当たり、組織委員会が別に定める「持続可能性に配慮した調達コード」の内容を理解し、これを遵守しなければなりません。

(<https://www.aichi-nagoya2026.org/news/detail/557/>)。

また、契約の相手方に決定された者は、速やかに「持続可能性の確保に向けた誓約書」及び「持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）」を組織委員会に提出しなければなりません。

(9) 契約書の作成

落札後遅滞なく別添の契約書により契約を取り交わすものとします。

(10) その他

この入札説明書において、特別の定めのない事項については、「愛知県建設工事等入札者心得書」に基づいて入札を執行します。

9 問い合わせ先

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
調達課契約第一グループ

担当：乾

〒460-0001

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号（愛知県東大手庁舎6階607号室）

電話：(052) 746-9105

電子メールアドレス：ainagoc-choutatsu@aichi-nagoya2026.org